

魚沼市
不育症治療費助成制度
のご案内

魚沼市教育委員会事務局
子育て世代包括支援センター
TEL 025-792-9204

《目的》

不育症の治療を行っているご夫婦に対し、治療に係る費用の一部を助成することで経済的な負担軽くするための制度です。

《対象者》

次の条件を満たしている人が申請できます。

- ①治療期間及び申請日に魚沼市に住所があり（住民登録している）、治療開始日における妻の年齢が43歳未満の戸籍上の夫婦である人
- ②医師により「不育症」と診断され、治療が必要であると認められた人

《助成内容》

○対象となる費用

医療機関で受けた不育症の診断のため必要となる検査及び治療に係る費用で次に掲げる費用が対象です。

- ①保険適用診療の医療費自己負担額
- ②保険適用外の検査費用、医療費
- ③処方箋による院外調剤費用

注 1) 入院時の差額ベット代、食事代、病衣使用料、文書料等は対象外です。

注 2) 平成31年4月1日以降に受けた治療等が対象です。

注 3) 母子健康手帳が交付された日以降の保険適用の医療費については、「魚沼市妊産婦医療費助成事業」で申請してください。

○助成額：1回の治療につき15万円を上限とします。

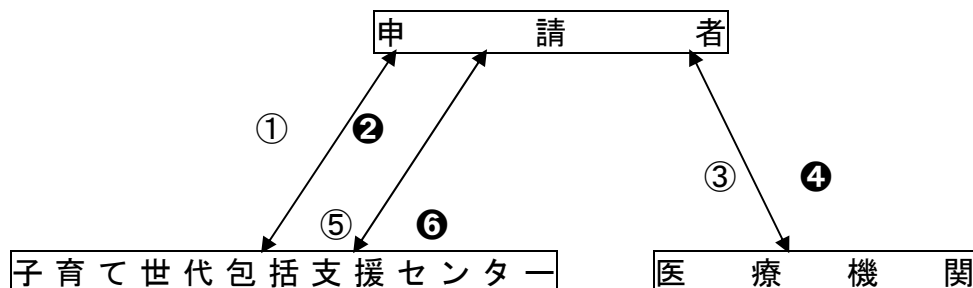
○助成回数：一組の夫婦に対し6回まで



《 申請から助成までの流れ 》

1回の治療期間が終了した都度、申請してください。

※1回の治療期間とは、不育症の診断のために必要な検査を実施又は不育症の治療を開始した日から、その治療等に係る最初の妊娠による出産（流産又は死産含む。）した日又は医師の判断により治療を終了した日までをいいます。



- ① 子育て世代包括支援センターへ申請希望を連絡してください。
- ② 申請書類をお渡しします。（郵送可能）
- ③ 治療終了後、医療機関（主治医）へ保険医療機関等証明書（様式2）を提示し、証明を受けてください。
- ④ 医療機関が証明書を交付します。（証明書作成にかかる費用は申請者負担です。）
- ⑤ 子育て世代包括支援センターへ必要書類を添えて申請書を提出します。（郵送可能）

◎必要書類

- ◇医療機関で支払った領収証及び診療明細書（原本をお持ちください。）
- ◇様式2の医療機関等証明書
- ◇保険証の写し
- ◇振込先口座の通帳（申請者本人口座）の写し
- ◇他の地方自治体で同様の助成を受けている場合は、その決定通知書の写し
- ◇別居等で婚姻関係が確認できない場合は、戸籍謄本等確認できる書類

- ⑥ 子育て世代包括支援センターで確認後、助成金を指定の口座へ振り込みます。

★★★ご注意ください★★★

この治療費に関して確定申告で医療費控除を受ける場合は、助成が決定した方は助成額を差し引いて申告しなければなりません。必ず魚沼市及び新潟県の助成金交付決定通知書のコピーを添付し、助成を受けたことを申し出ててください。



《問い合わせ先》 魚沼市教育委員会事務局
子育て世代包括支援センター
〒946-8601 魚沼市小出島910番
Tel : 025-792-9204
Fax : 025-792-5600

不育症治療費助成Q & A

【対象者に関すること】

Q1) 夫婦のどちらか一方が魚沼市外に住所があっても助成を受けることができますか？

A1) 治療を受けている妻の住所が魚沼市で、夫が単身赴任等で魚沼市外に住所がある場合は、申請できます。

Q2) 治療途中で市外から魚沼市に転入した場合は対象になりますか？

A1) 魚沼市に住所がある期間の治療が助成の対象です。治療途中で魚沼市に転入した場合は、魚沼市に転入した日以降の治療が助成対象です。

【申請に関すること】

Q3) 魚沼市から転出した後に、魚沼市に住んでいた期間の治療費について申請できますか？

A3) 治療期間と申請日において魚沼市に住所がある人が対象となりますので、転出後の申請はできません。

Q4) 同居はしていますが、婚姻届を提出していません。申請できますか？

A4) 法律上の婚姻をしていることが必要です。事実婚は対象になりません。

【対象となる費用に関すること】

Q5) 不育症の診断を受けた医療機関と治療を受けた医療機関が異なります。申請は別々にしなければいけませんか？

A5) 不育症の診断をした医療機関から紹介された医療機関での治療であれば、1回の治療として申請できます。治療期間と費用を合算して治療を受けた医療機関から証明を受けてください。

Q6) 不育症の診断のための検査を受けましたが、不育症とは診断されませんでした。検査費用は助成になりますか。

A6) 助成対象にはなりません。不育症の診断のために検査を行い、その後不育症治療を受ける場合は対象となります。

Q7) 母子健康手帳の交付を受けてからの不育症治療の費用は対象ですか？

A7) 母子健康手帳交付後の保険適用の医療費は、「妊産婦医療助成」で申請してください。保険適用外の医療費は引き続き不育症治療費助成の対象です。

